

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（特定食品関連事業者）

第9条 条例第26条第1項に規定する別に定める面積は、3,000平方メートルとする。

（特定食品関連事業者の減量計画の作成及び提出）

第10条 条例第26条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の作成及び提出は、毎年6月30日までに、特定食品関連事業者減量計画書（第8号様式）により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について行わなければならない。

2 前項の提出は、条例第26条第1項に規定する店舗等の名称及び所在地を記載した一覧表を添えて行わなければならない。